

『雲玉和歌集』所載実朝歌一首の所拠本文からの本文変化

同集所載西行歌における所拠本文との差異を援用しつつ

犬井善壽

へーー

室町時代の永正十一年（一五一四）四月に成ったと考えられている、納叟馴窓なる人物の撰になる私家集『雲玉和歌集』の雜部に、「実朝御歌に」として、源実朝の歌が一首、引用されている。その本文は、京都大学附属図書館蔵本を底本とする古典文庫『雲玉和歌抄』の翻刻に拠つて示すと、以下のとおりである（句読点、稿者）。

月次御歌合に、天子万年之心を申せし、

四一七 末かけていくうらしまか霞むらんはこやの山の春の明ぼの

藐姑射山、内裏也。箱屋ともかけり。三種の神宝はここに籠ると也。

実朝御歌に、

四一八 朝日さすあづまの岡に我をればはこやの山のかげと成にき

征夷将軍の外、此歌、いかん。

『雲玉和歌集』の詠者納叟馴窓が、「天子万年」という題意を詠んだ四一七番の「末かけて」という自詠の歌の第四句の「はこやの山」という語に関して、「藐姑射山、内裏なり。箱屋とも書けり。云々」（校訂）と注を加

え、この話を詠み込んでいる実朝の歌を引用例示し、「征夷将軍の外、此の歌、如何」（校訂）といぶかつた、という次第である。

「雲玉和歌集」に引かれたこの「朝日さす」の歌の本文は、実朝の家集である「金槐和歌集」の普通一般に見られる伝本においては、例えば藤原定家の存命中という最も書写年代の古い藤原定家手沢本に代表させて示すと、

太上天皇御書下預時哥
（但、六六一番詞書）

六六一ひんがしのくに、わがおればあさ日さすはこやの山のかげとなりにき

である。『雲玉和歌集』所載歌は、上三句に『金槐和歌集』所収の歌形とは大異がある。

『雲玉和歌集』は、「新編国歌大觀」に校訂された神宮文庫藏本も、第二句を「あづまの国に」とする他は、京都大学附属図書館藏本と同文である。「岡」「国」という箇所に本文の幅があることを認めた上で、前掲の本文をこの集におけるこの歌の本文と見てよい。とすると、実朝の家集の流傳の間において本文の大幅な変容があったという周知の事実を併せ考えるとき、この『雲玉和歌集』所載実朝歌の『金槐和歌集』所収本文との大きな相違は、所載歌がこの一首のみであるとはい、また、この書が室町期の成立であるとはい、看過できない。「雲玉和歌集」所載実朝歌は、どのような本文を、あるいはどのようないはどのような本文に拠つて、引いたのであろうか。

実朝の家集「金槐和歌集」は、その本文の大畠な差異、即ち所載歌・部類・配列・詞書及び歌の本文の改変といふ著作性本文形成に因る差異に拠つて、大別すると、藤原定家手沢本を始めとする定家所伝本系統の本文と貞享四年版行本として版行されることになった柳営亞槐本系統の本文の二系統に分類でき、その内の柳営亞槐本系統から歌を大幅に抜粋抄出した抜粋系統が四系統ある。『金槐和歌集秀逸』（西尾市岩瀬文庫藏本・東海大学附属図書館藏「叫芳亭叢書」所収本）・『金槐和歌集佳調抜』（大分県立図書館蔵「碩田叢史」所収）・『鎌倉右大臣家集中抜粹』（岩波文庫「金槐和歌集」所収）・『輪田高房藏本』・『鎌倉右府家集抄出』（学習院図書館蔵「千載館抄書」所収）である。また、定家所伝本系統と柳営亞槐本系統とは、諸伝本間の小規模な本文の変化、即ち誤脱・

削除・衍・加筆・誤写・意改・修正などの書写性本文変化に因る相違に拠つて、前者は定家所伝本系列・松平文庫本系列・群書類従本系列の三系列に、後者は貞享四年版行本・貞享版行本系列・真淵評語本系列・中川文庫本系列の四系列に、それぞれ、下位分類できる。

その『金槐和歌集』諸伝本に載る本文を検討してみると、『雲玉和歌集』に載る前掲の実朝歌は、定家所伝本系統・柳営亞槐本系統と、柳営亞槐本系統真淵評語本系列から歌を抜いた『鎌倉右府家集抄出』に載つてゐる。それらに載る本文は、管見に入った多くの本では先に掲げた定家手沢本と同文であるが、伝本の中には少々異文のあるものがある。第二句の「わが」を「われ」とする本があり（定家所伝本系統群書類従本系列の犬井架藏写本、柳営亞槐本系統の東北大学附属図書館藏狩野文庫本・筑波大学藏本など）、「我」と漢字表記し、「わが」とも「われ」とも訓み得る伝本があり（定家所伝本系統群書類従本系列の版行本、柳営亞槐本系統の相愛大学附属図書館藏春曙文庫本・静嘉堂文庫藏本・彰考館文庫藏小山田与清写本・祐徳稻荷神社寄託中川文庫本・篠山鳳鳴高校藏青山文庫本など）、「吾」と表記する本もある（国文学研究資料館藏初雁文庫天保十四年写本）。また、末句を、定家所伝本系統の松平文庫本系列諸本、つまり、島原図書館藏松平文庫本・内閣文庫藏本・名古屋市蓬左文庫藏堀田文庫本・彰考館文庫藏本は、「かけと成ける」（松平本ニ拠ル）とする。

なお、この歌は、『夫木和歌抄』にも載るが（八〇五一番）、前掲の定家手沢本の本文と同文である。

この歌は、『金槐和歌集』諸伝本等の間では、以上の程度の本文の差異が見られるのみなのである。こう見ると、『雲玉和歌集』所載歌の上三句における『金槐和歌集』との本文の先程指摘した大きな相違は、特異であると言わざるを得ない。

少々付言しておく。古典文庫『雲玉和歌抄』において翻刻された京都大学附属図書館藏本の第二句「あづまの岡に」は、この家集の本文としては採らない。「新編国歌大観」所収の『雲玉和歌集』は、赤瀬知子氏が担当さ

れたもので、「誤脱の比較的少ない神宮文庫本（三・六二二）を底本とした」（「解題」）由であるが、「あづまの国」と校訂されている。国文学研究資料館収蔵のマイクロフィルムに依つて見ると、神宮文庫本の本文は、確かに「あづまの國に」である。古典文庫『雲玉和歌抄』には、京都大学附属図書館蔵本に対する諸伝本の校異が概ね示されているが、この部分については校異は掲げられていない。古典文庫において対校された諸伝本の内、島原図書館蔵松平文庫本は稿者は未検討であるが、他の内閣文庫蔵本も八州文藻本も、国文学研究資料館収蔵マイクロフィルムに依ると、「国」である。京都大学附属図書館蔵本がここを「岡」とするのは、この『雲玉和歌集』の本文としては、独自異文である。

この第二句の本文を「東の岡」とすると、地名としては該当する「岡」ではなく、普通名詞としての「東国」の「岡」と取るか、実朝歌であるから「吾妻の鎌倉の鶴ヶ岡」の意ということになり、また、この「岡」を「国」の誤写誤読と見て、神宮文庫本が校訂された『新編国歌大観』所載の本文のごとく「あづまの國に」とすれば、「東」（校訂）、つまり京に対する吾妻の國の意となり、共に歌意は通るのである。尤も、京都大学附属図書館蔵本の第二句「あづまの岡に」の「岡」は、書写者の意改といふことも考えられるにしても、「国」を誤写したものであるかも知れない。

京都大学附属図書館蔵本も神宮文庫蔵本その他の諸伝本も、原典は未見で、いずれ拝見する機会を得たいが、『雲玉和歌集』としても、「あづまの國に」という本文が本来であろう。

『雲玉和歌集』に引かれた、『金槐和歌集』諸伝本に載るのとは上三句の本文が大きく異なるこの実朝歌の所拠本文は何であるのか、このように現存『金槐和歌集』とは本文が大きく異なるのはどのような意味があるのか、という問題について、『金槐和歌集』諸伝本等の本文と比較検討し、また、『雲玉和歌集』所載引用歌の在り方を検討しつつ、考察してみたい。実朝の和歌の、そして実朝の家集の、流傳と変容の実態の解明を目指す稿者として確認しておく必要のある事柄の報告の一端である。

『雲玉和歌集』に引かれた問題の実朝歌の上三句の本文を『金槐和歌集』に載る本文と比較すると、
朝日さす あづまの国に 我をれば

(『金槐和歌集』)

ひんがしの くに、わがおれば あさ日さす (『金槐和歌集』)
である。語彙は殆んど同一であり、語順、あるいは、句の順が一部分異なっているのみである。従つて、全体として、歌意には相違はありませんと言つてよい。両者の間の本文の相違は、同一歌の一方における誤謬という書写性本文変化、あるいは、一方における故意の部分的改変という書写性本文変化と見てよい。

この歌を、『雲玉和歌集』の歌形について解釈すると、

朝日のさす東の国に私はおりまして、菟姑射の山の陰となつてしましました——東の国は上皇様のおられる仙洞のお陰を蒙ることになりました——。

の意となる。なお、古典文庫『雲玉和歌抄』に拠れば、第二句は「吾妻の國の鶴ヶ岡に」の意となる。

一方の『金槐和歌集』の歌形に拠る解釈は、「太上天皇御書下預時哥」という詞書を考慮に入れると、後鳥羽院の「御書」を契機として実朝の詠んだ歌というわけであるから、

東方の国に私はおりまして、朝日のさす菟姑射の山の陰となつてしましました——東の国は上皇様のおられる仙洞御所のお陰を蒙ることになりました——。

の意となる。歌意の点でも、基本的なところは全く同一なのである。

尤も、「我をれば」を「私が居りますので」という理由の意と取ると、下句は、「菟姑射の山が私の陰となつてしましました」という解釈が可能になる。鎌田五郎氏が、『金槐和歌集全評釈』のこの歌の項において、諸先覚の諸説を整理・吟味しておられるように、そのような解釈を試みられた先覚も多い。『雲玉和歌集』の詠者

内裏馴窓が「征夷將軍の外、此の歌、如何」といふかつたのも、実朝の歌をさように解釈したからであろう。ただ、その解釈では、「金槐和歌集」の「太上天皇御書下預時哥」という詞書と齟齬することになる。やはり、上記のごとき解釈をするのが妥当である。

なお、「朝日さす」は、用例に挿つて見るに、古来、高いもの、高さのあるもの、あるいは、貴いものを修飾することが多い。例えば、

一八四八 寒過 暖来良思 朝鳥指 淳鹿龍山尔 飢輕引

(万葉集・卷一〇)

題しらず

四 ふゆすぎてはるはきぬらしあさ日さすかすがの山にかすみたなびく (新勅撰集・春歌上・同右歌)

先照高山

よみ人しらず

一九四六 朝日さすみねのつづきはめぐめどもまだしもふかし谷のかげ草

(新古今集・秋教歌)

日吉社垂跡の心をよみ侍りける (五五八番詞書・詠者)

前大僧上慈円

五五九 あさ日さすそなたの空のひかりこそ山かげてらすあるじなりけれ (新勅撰集・神祇歌)

(但、「秋篠月清集」一五八五番には、「日吉七社本地 二二宮」の詞書で、良経の歌として載る)

西園寺入道前太政大臣卅首歌よみ侍りけるに、秋歌 従二位家隆

二一六 あさひさすたかねのみゆきそらはれてたちもおよばぬふじの河霧 (続後撰集・秋歌中)

前大納言為家

六帖の題にてよみ侍りける歌の中に、若菜を 前大納言為家

(玉葉集・春歌上)

一五 里人やわかなつむらし朝日さす三かさののべは春めきにけり (玉葉集・春歌上)

といつたぐあいである。「朝日さす」は、崇徳院歌の詞書「先照高山」と和歌とて判るように、単に「朝日が照す」の意だけでなく、「朝日が先に照す」「朝日が先ず照す」の意も含まれている。そして、その「先に」「先ず」は、ものや場所の高低の差異を尺度とする見方なのである。

尤も、藤原俊成の歌、

題不知

皇太后大夫俊成

六八三 朝日さすほどをしまだぬ朝顔はただ面かけの花にぞ有りける
(玄玉集・草樹上)

のごとく、時間の差異を尺度とする「朝日が照す」「朝日が先に照す」という歌があるのはごく自然である。また、空間の広がりを尺度として「朝日が照す」「朝日が先に照す」とする歌もないではない。例えば、

右

真觀

六三八三 朝日さすかたのむらぎり晴れやらで山つだつだにみゆる秋かな (百首歌 建長八年)

といった例である。但し、この尺度に揃う歌は殆んど、「朝日さす方」と、「方」という語を修飾するのである。いま一つ、「朝日さす」が、露や氷など、光るものや輝くものを修飾するという事実も指摘しておいてよい。

千五百番歌合に

九三 朝日さす水のうへのうすけぶりまだはれやらぬよどのかはきし

(玉葉集・春歌上)

後京極攝政前太政大臣

朝日が当つて光り輝くというわけで、高さ・時間・空間とは関わりの少ない「朝日さす」という字句表現である。

かような例はあるものの、「朝日さす」という語句は、和歌では、前掲五首の歌に二重傍線を施した語句、即ち、「春日の山」「峰」「そなた(日吉社)の空の光」「高嶺」「三笠(山)の野辺」を修飾していることからも判るように、圧倒的に、高さのあるもの・高い所にあるもの・貴いものを修飾するのである。空間の広がりを尺度として「かた(方)」を修飾する真觀の歌にしても高い山の叢霧を詠み、光るもの修飾するとした後京極攝政良経の歌にしても「氷の上の薄煙」(校訂)つまり氷から立つて靡く湯気を歌っている。高いもの・高い所と無関係に「朝日さす」と詠まれているわけではない。

しかるに、問題の『雲玉和歌集』所載実朝歌の本文では、「朝日さす」が「東の国」(うがま)という語を修飾している。

この歌は、朝日が先に照す東方の国という空間的広がり、あるいは、鎌倉幕府という高く貴い所、という解釈も

可能ではある。しかし、「朝日さす」が「東の国」を修飾するというふうな歌い方は例が無いという事実を知る時、「雲玉和歌集」の本文は本来的ではない、「朝日さす」が貴く高い「菟姑射の山」つまり仙洞御所を修飾する「金槐和歌集」等の本文が本来的である、と言わざるを得ない……なお、「朝日さす」という語句の用法から言えば、京都大学附属図書館蔵本「雲玉和歌抄」の「あづまの岡」という本文も、「朝日さす」が「岡」という高さのあるものを示す語を修飾することになるわけで、「岡」が「鶴ヶ岡」を指す可能性を含めて、不適切な異文でもない、ということになる……。

実朝歌として、この歌の「金槐和歌集」所掲の本文と「雲玉和歌集」引用の本文のいすれが本来であるのか。

歌意と「朝日さす」の語句の用例とのみから言うと、「金槐和歌集」諸本の、

東の国に我がをれば 朝日さす菟姑射の山の（校訂）

という歌形が本来的であつて、それが、「金槐和歌集」から「雲玉和歌集」に至る間のある段階に、あるいは、「雲玉和歌集」に引用されるその際に、あるいは、「雲玉和歌集」が成つて後の転写の間に、

朝日さす東の国に我がをれば 菟姑射の山の（校訂）

と誤られた、あるいは、改められた、と見るのが妥当であろう。誤写であるのなら、それは書写性本文変化である。意改であるのなら、この歌一首の範囲で言うと、著作性本文形成に近い書写性本文変化ということになる。「雲玉和歌集」が所掲本の歌形を誤つて引いたのか、あるいは、故意に所掲本の歌形をえて引用したのか、それが次なる検討課題である。

へ 三 へ

「雲玉和歌集」が「金槐和歌集」の実朝歌を引くにあたり、上三句を大きく誤つたのか、それとも、故意に大

幅に本文を改めたのか、はたまた、かような本文を有する資料に扱つたのか、これは、輕々に断定できない。『雲玉和歌集』における古歌あるいは他人の詠歌の引用の在り方や別人の詠歌の引用の傾向を関連証拠として、判断を下す他あるまい。

『雲玉和歌集』は、一時は歌話集や私撰集という見方があつた程で、この集には、詠者納叟馴窓の歌の他に、古歌から室町期の歌人の歌に至るまで、多くの人々の歌が、様々な形で収められている。詠者納叟馴窓が自己的の歌を説明するために、あるいは自己の歌の反省のために、一見私撰集と思える程、他人の歌を数多く引用している、という見方もできる。提出したいと先に述べた関連証拠の確定のためには、それら全ての別人詠歌についてその歌人の家集その他の本文と比較検討するのが本来の在り方であるが、稿者にはその準備がない。また、実朝歌の本文流傳の解明の一端として実朝歌一首の本文の変容を確認しようとする本稿であるから、そこまでの検討の必要もあるまい。誰かある特定の歌人の歌に限つて、ある程度の数の歌について、その歌人の家集その他の所挿本文と本文を比較検討することで、十分であろうと考える。

本稿においては、稿者が西行和歌の本文変化にいささか関心を持っていることもあり、その幾種かの家集や他の歌集等の所載歌についてある程度の数の伝本の本文を検討する資料的準備もあるため、『雲玉和歌集』に載る西行和歌十余首について西行家集等との間の本文変化の有無を検討し、本文変化があるのならその本文変化の実態を明らかにし、その検討の結果を問題の実朝歌一首の本文の差異の在りようの検討に関連証拠として援用することにより、先に提示した課題を考えてみることにする。

『山家集』『西行上人集』その他の西行和歌については、久保田淳氏編『西行全集』¹⁰に挿り、管見に入った諸写本等の本文を参照しつつ検討する。『雲玉和歌集』については、先きと同様、古典文庫『雲玉和歌抄』（底本、京都大学附属図書館蔵本）に依り、『新編国歌大観』所収（底本、神宮文庫蔵本）の本文を参照する。なお、古

典文庫「雲玉和歌抄」の翻刻中に（）を付して提示されている校異のうち、「松」は島原図書館蔵松平文庫本の、「神」は神宮文庫蔵本の、それぞれ略号である。

まず最初に、「雲玉和歌集」所載の西行歌のおよそ半数は西行家集や勅撰集・私撰集に載る歌形と同文であり、正確に引かれている、ということを指摘しておきたい。

西行法師の哥に

三〇 ふりつみし高根のみ雪とけにけり清滝川の水のしらなみ

は、「別本山家集」¹¹二番・「西行上人集」諸本二番・「御裳濯川歌合」十三番右・「新古今集」一二七番・「玄玉集」七八番・「御裳濯集」三五番・「歌枕名寄」一二六七番・「時代不同歌合」十番左・「六華集」二七番・「落書露顕」三四番・「定家八代集」六四番に載り、「西行物語」の文明本・伝阿仏尼本・久保家本等にも載るが、どの和歌資料にも異文はない。いずれもが「雲玉和歌集」の所拠本文であり得る。言い換えれば、「雲玉和歌集」は所拠本文のままを引用していると言えるのである。

西行にし山に山居の時、花に人あつまりきにければ

七五 はなみにとむれつ、人のくるのみぞあたらしくらのとがには有ける

かくよみしきれつかた、花のもとに白髪の老人あらはれて

七六 つみとがはいか、あらしのはなざくらながむる人のわが深山木を

と返してうせにけり

七五番歌は、「山家集」諸伝本八七番・「別本山家集」一一九番・「西行上人集」李花亭文庫本「追而加書」五九八番・「玉葉集」一四四番、それに「西行物語」の文明本・伝阿仏尼本に載るが、「雲玉和歌集」との間に異文はない。「西行物語絵巻」の萬野家本のみ、第三句を「くるときぞ」とするが、「雲玉和歌集」は西行歌資料のまま引いていいると言つてよからう。なお、七六番の歌は、七五番歌に続き、夢幻能を思わせる、一連の話と見るこ

とができるが、他文献には見えない歌である。あるいは、詠者納叟駒窓の詠作であるのかも知れない。

西行の

一〇四 うちつけにまたこん秋の今夜まで月故惜く成命哉
は、「山家集」諸本三三二番・「別本山家集」三五二番・「西行上人集」諸本一七九番・「山家心中集」諸本四〇番の諸集に載るが、「雲玉和歌集」の本文はそれらとの間で相違はない。これも、正確に引用していると言える。

又同題海上にて

一三六 たがまきしきつの情に（そ神）ほとゝぎす椎のはやまに今年きにけり

西行が花の哥に、いにしへの人の心の情をばぶる木の花の梢にぞしる。

の西行歌「いにしへの」は、「別本山家集」九五番・「西行上人集」諸伝本六九番に載る。「雲玉和歌集」の本文はこれらと同文である。「雲玉和歌集」は所挿本のままを引いているということになる。

題しらず

西行

五六一 たれとてもどまるべきかはあだしの、草の葉毎にすがるしら露

この歌は、「続古今集」一四三九番に載り、「西行上人集」李花亭文庫本「追而加書」七二二番と「歌枕名寄」三〇九七番がその「続古今集」入集歌を引くが、「雲玉和歌集」の本文は、それらの本文と同文である。

以上のように、「雲玉和歌集」所載西行歌の三分の一に当たる五首は、どの本文に挿るかは特定できないが――西行歌の所挿本文を特定することは、本稿の課題ではないので――、西行の諸家集などと同文なのである。つまり、「雲玉和歌集」は、西行の家集等の本文を、ある程度は正確に引用しているということになる。

また、「雲玉和歌集」所載西行歌の中には、西行の家集等の間で本文に小異のある歌がある。さような和歌のばあいでも、「雲玉和歌集」所載西行歌は、その中のいずれかの本文と合致するのである。
例えは、

関路の霞を千首のうち

為尹

一三 鳥の音に（そ神）かすみのこれる相坂のせきのとやまの春の明ほの

西行が秋ぎりに立もらさる、さをしかのおもかげにて候

は、冷泉為尹の歌（「為尹千首」一二番）を引いた後、西行の歌、

鹿

二六六 小倉山ふもとをこむる秋霧に立もらさる、さほしかのこゑ（西行上人集）

との共通の趣意を読み取っているわけであるが、この「小倉山」の歌は、「西行上人集」諸伝本の他、「新勅撰集」二八〇番・「歌枕名寄」七二九番に載り、第三句を「ゆふぎりに」とする。しかし、この歌を載せる「西行上人集」諸伝本と「別本山家集」四一八番・「宮河歌合」十八番右・「中古二十六人歌合」元暦三六番は、第三句以下を「雲玉和歌集」が引く本文と同文にするのである。要するに、「雲玉和歌集」は、西行歌の資料の中の、「西行上人集」や「宮河歌合」のことく、「秋霧に」（校訂）を本文とするものに拠つたことになる。

いま一例、

百首のうち

西行

五六 山がつの片岡かけてしむる野のさかひにたてる玉のを柳

は、「山家集」五二番が「しむるいほのさかひにみゆる」（「しむる野の」とする伝本もある）・「三百六十番歌合」三一番は「さかひにたつる」とする。また、「山家心中集」伝自筆本一七六番・為相本一七六番・内閣文庫本一七七番と「御裳濯集」六八番は、第四句を「さかひにみゆる」とする。また、「別本山家集」六五番は、第三句を「しむる野に」とする。以上の伝本は「雲玉和歌集」とは本文を異にする。しかし、この歌を載せる他の集は、「雲玉和歌集」と同文なのである。「西行上人集」諸伝本三六番・「御裳濯川歌合」十三番左（「西行全集」所収本文の底本である内閣文庫藏本は第四句を「まかひにたてる」と誤るが、管見に入った他伝本、「新編国歌大観」所収本の底本である中央大学図書館蔵飛鳥井雅綱筆本は「さかひにたてる」）・「新古今集」一六七七番・「和歌」

伝二〇一番・「井蛙抄」二九五番・同三五八番・「六華集」六二番、それに、「西行物語」の文明本・伝阿仏尼本がそれである。

つまり、以上の二首は、西行家集等の間で本文に異同が見られるわけであるが、必ず「雲玉和歌集」と同文の集や伝本があるのである。「雲玉和歌集」はそちらと同文の本文に揃つていると見ることができるのである。

「雲玉和歌集」に引かれている西行歌十首の内の以上の七首は、所拠本の本文がほぼ正確に引用されている、と見てよいのである。

しかるに、「雲玉和歌集」所載の西行歌の本文はどの西行家集等の本文とも合致しない、という独自異文の見られる歌が幾首もある。現在の資料条件では、「雲玉和歌集」所載西行歌と同文の和歌資料が見出だせないのである。『雲玉和歌集』に引用されたその際に本文が変化したのではないか、とも見える例なのである。

西行みやこをいでゝのち

八八 よしの山のどかに花をみましやはうきが嬉しき我身なりけり

は、「西行上人集」六二番・「別本山家集」九〇番・「御蓑濯集」一二七番に載るが、「西行上人集」諸伝本と「御蓑濯集」は第二句を「花をのどかに」とする。また、「別本山家集」は、第二句を「花をしづかに」、第四句を「うきはうれしき」とする。この歌を載せる家集等の全てが「雲玉和歌集」とは本文を異にするのである。西行家集に「のどかに花を」とする伝本が存在したのかも知れないが、現在の資料条件では、「雲玉和歌集」の独自本文といふことになる。

西行の歌に

二〇九 夕露の玉ちる小出のいなむしろかは（ほ松・神）す穂末に月ぞやどれる
は、「山家集」「西行上人集」「山家心中集」各集の諸伝本や「別本山家集」に載るが、それぞれに小異がある。

三九六 夕露のたましくをだのはなむしろかぶすほずゑに月ぞすみける（「山家集」陽明文庫本・版行本等）

二二八 夕露の玉しくを田の稻筵かけほすすへに月ぞやどれる（『西行上人集』李花亭本・伊長筆本等）

二二四 ゆふつゆのたましくをだのいなむしろかぶすほずゑに月ぞやどれる（『心中集』伝白筆本・伝為相本）

二二二 夕露のたましくほたのいなむしろかげすむすへに月ぞやどれる（『心中集』内閣本等）

四一四 夕露の玉しくを田のいな筵かけすほ末に月ぞやどれる（『別本山家集』）
 である。『雲玉和歌集』と同文の伝本は皆無である——管見に入った西行家集の伝本は他にもあるが、事情は変わらない——。なお、『夫木抄』四九六番も、第二句を「玉しくを田の」、第四句を「かぶすほずゑに」とする。つまり、『雲玉和歌集』のみ、第二句を「玉散る小田の」（校訂）とするわけである。ここは、「稻筵」の縁語と見て、『山家集』等の「玉敷く」（校訂）の本文が妥当であろう。第四句の「かはす穂末に」「かほす穂末に」も、『雲玉和歌集』の独自異文である。

西行法師歌に

一九一 ながむれば心も空になりにけりかれ野のすゝき有明の月

は、『別本山家集』八九五番と『西行上人集』五五四番とに載る。但し、諸伝本に本文の相違がある。『別本山家集』は第二句を「心もそれに」とする。『西行上人集』は、初二句を「見ればけに心もそれになりぞ行」（李花亭本・伝伊長筆本）・「みればけにこゝろもそれと」（天文本）・「みればけにこゝろもそれに」（細川本）・「みればけにこゝろぞそれに」（延宝版行本）とするなど、伝本によつて異文が多い。『雲玉和歌集』は、初句は西行諸家集とは全く異なり、第二句は西行諸家集が「それに」とするところを「空に」とするのである。尤も、『雲玉和歌集』の神宮文庫蔵本（『新編国歌大観』の底本）には「心もそれに」とあるわけで、本稿の底本とした京都大学附属図書館蔵本の独自異文であるのかも知れない。なお、『兼載雜談』四九番に、作者名を載せないで、この歌が載り、その歌の第二句は「ながむれば心もそれに」とある。これも『雲玉和歌集』の歌形とは同文ではないのである。

さらに注目されるのは、現存和歌資料を以つてしては西行詠と確定できない歌が『雲玉和歌集』において西行歌として引用されることがある、他の和歌資料に見られない歌が『雲玉和歌集』において西行歌とされることがある、という事実である。例えは、

故郷花と三云事を

西行

七〇 みよしの、はなのさかりにさきだちて身はふる里になるこゝろかな
よし野のふる里をかやうにあたらしくなさん事大切にや、花にばかり心は入て、わが身はふ
る郷になれると也

この歌は、『雲玉和歌集』のみに見える歌である。山木孝一氏¹²や高城功夫氏¹³のご見解があるように、この歌は西行の詠歌ではない可能性がある。誰の詠作であるのかは、不明である。『雲玉和歌集』の「西行」という詠者名に誤謬があるのかも知れない。また、

正広と申せし当代聞えありし人の哥に

一一一 ひとつふたつ老木の桜咲にけり今年斗や風をうらみむ

西行の老木いまいくほどの春より出てと（今神・松）年斗の風の恨めづらしけれと、我身の
行衛覚束なし

は、歌僧正広の歌（『松下集』一二八三番・『兼載雜談』四六番）に関連して、西行歌における「老木」に言及するわけであるが、西行の詠歌で「老木」を詠んだものは、『聞書集』に載る、

寄花述懷（但シ、六四番詞書）

六五 花のいろにかしらのかみしさきぬればみはおいきにぞなりはてにける
があるのみで、この「西行の老木いまいくほどの春より出て」とは繋がらない。この「老木」の西行歌の出所は不明なのである。
また、

かくて松嶋一けんしけるに、五大堂のかべに、西行の書ける歌

四八二 松しまや小嶋の月もなにならずたゞきさかたの秋の夕ぐれ

も、詠者納叟馴窓が「思はすに奥州に行きける時」（校訂）に松島の五大堂の壁に書かれているのを見たという西行の歌として掲げられるものであるが、この歌は、『西行上人集』李花亭文庫本の巻末に追加された「追而加書西行上人和歌次第不同」にのみ見えるのである。その『西行上人集』李花亭文庫本の「追而加書」の本文は、

遠く修行し侍けるに、きさかたと申所にて

六五七 まつしまやをじまの磯も何ならずたゞきさかたの秋のよの月

であり、詞書に示されている詠歌事情も異なっている。『雲玉和歌集』所載の歌とは、第二句「をじまの磯も」と末句「秋のよの月」とに大きな相違がある。それに、『雲玉和歌集』と本文が相違するという点も重大であるが、この歌が『西行上人集』の李花亭文庫本の「追而加書」にのみ載る、という事実はさらに重要である。他の西行に関わる文献資料には見られないのであるから。この歌は西行詠であると確定できないのである。

要するに、『雲玉和歌集』は、現在の資料条件では西行の詠歌と確定できない歌、誰の詠歌であるか判らない歌を西行の歌として引くことがある、というわけである。現在は所在の知られていない、別なる西行和歌の資料が引用に与った可能性もないではないが、この書における詠者誤認という可能性があるわけである。

『雲玉和歌集』には、他にも西行に言及することが少々あるが、そこには和歌が引用されておらず、それらの記事については検討を省略する。

『雲玉和歌集』において西行歌として引かれる歌のおよそ半数は、西行の家集の本文や勅撰集等に入集した歌形と同文である。『雲玉和歌集』に引かれる歌は、西行の家集等の間で異文の見られる歌であつても、西行の家集等の中のいづれかと本文が合致することが多い——どの西行家集等と合致することが多いかという件は、本稿が実朝歌の本文流伝の検討の一端であるため、いまは本稿の立証課題としない——。

しかし、中には、現在見る西行家集等に載る歌形とは大幅に異なる歌形で西行歌として引かれている歌がある。極端な場合は、現存資料では西行詠であることが確認できない歌が西行の歌として引用されることさえある。

以上の事実は、広く『雲玉和歌集』全体に及ぼして考えてもよからう。つまり、『雲玉和歌集』は、古歌や他人の詠歌を引用するに当たり、必ずしも正確に引用するとは限らず、いささか杜撰で、あるいは記憶に拠るためか、不確実な歌形で引用することがあった、時には詠者を間違うこと也有った、ということになるのである。

ヘ 四 ヘ

『雲玉和歌集』は、そこに引かれた西行歌を見るに、別人詠歌を引用する際に、必ずしも正確を期せなかつた。この事実を関連証拠として、この集にただ一首引用されている源実朝の問題の歌が実朝の家集等に載る歌形とはかなり本文を異にしているのは、ある特定の実朝家集から引いたのであれば正確には引用しなかつたからである、と判断してよく、あるいは、記憶に拠つたのであれば曖昧な記憶のまま引用したからである、と判断してもよからうと思う。

実朝が詠んだ歌は、

東の国に我が居れば 朝日さす菟姑射の山の陰と成りにき（校訂）

という本文であつた。『雲玉和歌集』は、詠者納叟駒窓自身の歌中の「菟姑射の山」の語を説明するに当たり、その実朝歌を、

朝日さす東の国に我が居れば 蔻姑射の山の陰と成りにき（校訂）

と、上三句が大幅に変化した歌形で例に引いたのである。

『雲玉和歌集』所載の実朝歌の所拠資料を追及しようとした本稿であるが、その所拠資料を特定することはできなかつた。おそらく、『雲玉和歌集』の所拠資料が既にかような本文に変化していたわけではなく、『雲玉和歌集』

集に引かれる際にかような歌形に本文変化が生じたからである、と考えてよからう。「朝日さす」という、高い所、貴い所、高い所にあるもの、貴い所にあるもの等を修飾するのが常の語句が、「あづまの国」という、「鏡姑射の山」に比して必ずしも高く貴くはないものを修飾することになつてゐるところを見ると、詠者納叟馴窓があるいは転写者が、不注意な引き方をしてしまつたというのが実態であるのかも知れない。

稿者は、問題の歌を私に校訂して引く際、「金槐和歌集」の「ひんがし」と「雲玉和歌集」の「あづま」を、
東の国に我が居れば朝日さす（〔金槐和歌集〕）

朝日さす東の国に我が居れば

（〔雲玉和歌集〕）

と、「東」という字を当ててみた。引用底本の表記のまま「ひんがし」「あづま」と仮名表記をすると、「金槐和歌集」と「雲玉和歌集」のこの歌の上三句の相違は、大きな誤写あるいは大幅な意改と取れる。しかし、「ひんがし」「あづま」に「東」という字を当ててみると、そしてその振り仮名を除くと、両者の本文の相違は、「朝日さす」の句の位置を誤つただけという単純な誤写の書写性本文変化に過ぎない、という推測も可能である。案外、この推測が正鵠を射ているのかも知れない。後は、音数律を整えて「あづま」としたのである。

尤も、古典文庫「雲玉和歌抄」の「とく」「東の岡」^{あづま}といふ本文変化が重なると、單なる誤写ではなく、鏡姑射の山の「山」と鶴ヶ岡の「岡」とを対比させることになり、著作性本文形成に近い意改・改変ということになる。

西行歌の「雲玉和歌集」における本文の差違の検討に紙幅を割いた本稿ではあるが、その検討の結果を関連証拠として、「雲玉和歌集」にただ一首載る実朝歌が実朝家集等に載る所拠本文と考えられるものはかなり歌形を異にするのは、実朝詠歌の所拠資料が正確に引用されているのではなく、この「雲玉和歌集」成立時に、詠者納叟馴窓が、あるいは、この「雲玉和歌集」転写時に、書写者某が、実朝の歌の所拠本文をかなり自由に、無意

論裡に、あるいは故意に、変えながら引用あるいは書写した、ということに因る、ということが明らかにできた。

朝日さす東の國に我が居れば藐姑射の山の陰と成りにき（校訂）

という「雲玉和歌集」に載る源実朝の歌の歌形は、実朝の詠んだ最初の本文から、本文変化を経て、室町期における一つの歌形として「雲玉和歌集」において固定したもの、と認めてよい。この流れを確認した本稿の検討は、実朝歌の本文の変容の迹づけとして、ある程度は明らかにできた「雲玉和歌集」における歌の本文変化、「雲玉和歌集」における西行和歌の本文変化、という件を併せて、無意味でもあるまい。

(注)

- (1) 福井久藏氏著「大日本歌書綜覽」（昭和二年十月）には「古歌数百首を撰びて、初春より寄春祝まで部立を分ち挙げ評釈したるものにて」という把握がされており、井上宗雄氏著「中世歌壇史の研究 室町前期」（昭和三六年十二月）には「納叟馴窓の撰した歌話集で、興味のある話が多いが」という把え方がされているが、古典文庫「雲玉和歌抄」（島津忠夫・井上宗雄両氏編、昭和四三年三月）の「解題」には「この集は注釈・私撰集と見るよりも、むしろ納叟馴窓なるものの私家集と見做した方がよい」とされる。島津忠夫氏「雲玉和歌集」をめぐって「『国語国文』・昭和四三年三月）に同趣旨の見解が詳述されている。
- (2) 古典文庫二四八「雲玉和歌抄」（島津忠夫・井上宗雄両氏編、昭和四三年三月）の翻刻に拠る。底本、京都大学附属図書館蔵（二三・ウ・九）本。
- (3) 末尾に「建暦三年十二月十八日」という藤原定家の日付がある。但し、建暦二年十二月六日に建保と改元があつたため、この日付には内部矛盾がある。また、日付のみで他の記述ではなく、書写奥書であるのか他の用途のための日付であるのかも、判然としない。実朝の記しておいた日付を定家が転写したのか、定家が何らかの用件を記そうとした日付であるのかも判らない。仁治二年没の定家の存命中の写本というところで留めておく他ない。引用は佐佐木信綱氏解説「藤原定家所伝本金塊和歌集」（昭和五年一月）に拠り、歌番号は「私家集大成」所収に拠る。
- (4) 「新編国歌大観 第十巻 歌集」所収に拠る。

- (5) 権者の考える「著作性本文形成」「書写性本文変化」の定義については、拙稿「『平家物語』の成立基盤——その書承的側面——」(『平家物語の成立 あなたが読む平家物語』・平成五年十一月)をご参照ありたい。
- (6) 権者の考える「金槐和歌集」諸本の伝本分類に関しては、「金槐和歌集 貞享本系統本文考」(『筑波大学平家部会論集』第五集・平成七年十一月)・「金槐和歌集 定家本系統本文考」(『筑波大学平家部会論集』第六集・平成九年六月)及びそれらを整理した口頭発表「金槐和歌集」の伝本分類(筑波大学日本文学会例会・平成十年十一月七日・於筑波大学)において提示した。
- (7) 鎌田五郎氏「金槐和歌集全評訳」(昭和五八年一月)
- (8) 勅撰集・私撰集の本文は、「新編国歌大観 歌集」諸巻所収に拠る。
- (9) 抽著「西行法師家集(延宝二年版本)」(昭和六一年三月)・抽著「西行和歌歌番号対照表」(昭和六三年十一月)その他。
- (10) 久保田淳氏編「西行全集」第二版(平成二年五月)に拠る。
- (11) 日本古典文学影印叢刊「平安私家集」所収(底本、志香須賀文庫蔵本。昭和五四年七月)に拠る。
- (12) 山木孝一氏「かきつくる跡は千とせもありぬべし——存疑誤伝西行和歌覚書き(二)——」(『研究論集』)昭和四六年四月)
- (13) 高城功夫氏「西行の研究」所収「西行の新出和歌について」(平成十三年三月)。初出は「文学論藻」四九(昭和四九年十二月)。